

教員等の海外旅行取扱基準

制定 平成12年4月1日教育長決定
品川区教育委員会要綱第16号

1 目的

この基準は、学校職員服務取扱規程（平成12年品川区教育委員会訓令第4号。以下「服務取扱規程」という。）第17条第2項に基づく教員等の海外旅行について許可しうる基準を示し、教員等の海外旅行許可制度の適正な運用を図ることによって、教員の海外旅行により授業等の学校教育活動に支障が出るのを防止し、教員の服務規律を確保することを目的とする。

2 対象

品川区立学校（以下「区立学校」という。）に勤務する常勤の職員で、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条により教育公務員とされる者（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第3条による準用規定の適用がある者を含む。以下、「教員等」という。）を対象とする。

3 海外旅行の区分

海外旅行は、その旅行の目的等により次のとおりとする。

(1) 職免による海外旅行

ア 教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修による場合

(ア) 研修計画について、校長が学校運営上の支障の有無および内容が研修に値するかどうか等を考慮し、教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修として承認した場合の海外旅行をいう。

(イ) 教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修による海外旅行は、長期休業期間のみ認められるものである。

(ウ) 帰国後は、研修の日数に関係なく、研修を行った者（旅行者）は、研修報告書を校長必ず提出すること。

イ 国、地方公共団体、公益団体等からの派遣依頼に基づく場合

(ア) 国、品川区以外の地方公共団体、その他の公共団体、またはその職務と関連を有する公益に関する団体から派遣依頼を受けた場合で、原則として依頼者が旅行費用の全額を負担する場合をいう。

(イ) 視察、講習会参加、国際会議出席等があげられる。

(ウ) 国際スポーツ大会に参加する場合については、「出張等の取扱いについて」別表「スポーツ大会に教員が参加する場合の服務上の取扱い」の服務上の取扱いに従い、海外旅行の許可の手続を行うこと。

(エ) 公益に関する団体からの派遣の場合には、職免の扱いは4週間を通じて6日を超えることはできない。

(2) 年次有給休暇による海外旅行

ア 休業期間外は7日以内を原則とし、休業期間中は付与された年次有給休暇の残日数の範囲内とする。

イ 取扱い例

(ア) 休業期間外の場合

<ケース1>

火	水	木	金	土	日	月
○	○	○	◎	×	×	○
1	2	3	4	5	6	7

○：勤務時間が割り振られた日 ◎：休日 ×：週休日

旅行期間の途中の週休日および休日（以下「休日等」という。）は、これを含めて7日以内とする。

<ケース2>

日	月	火	水	木	金	土	日	月
×	年休	年休	年休	年休	年休	×	×	◎
	1	2	3	4	5	6	7	

◎：休日 ×：週休日

旅行期間の始めまたは最後の休日等は期間に含めないことができる。

<ケース3>

土	日	月	火	水	木	金	土	日
○	×	年休	年休	年休	年休	年休	×	×
出		1	2	3	4	5	6	7

○：勤務時間が割り振られた日 ×：週休日

旅行の出発日に勤務時間終了まで勤務し、その後出発する場合は、当該出発日は旅行期間に含めないことができる。この場合、出発日の翌日を旅行期間の始めとみなして前記<ケース2>の取扱いをすることもできる。

ただし、帰国日については同様の取扱いはしないものとする。

(イ) 休業期間外に慶弔休暇（結婚休暇）と年次有給休暇を接続させる場合

土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
○	×	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	年休	年休
出	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

○：勤務時間が割り振られた日 ×：週休日

休日等を含めて10日以内（休日等が旅行期間の始めまたは最後であっても一日で計算する。）ただし、旅行の出発日に勤務時間終了まで勤務し、その後、出発する場合は、当該出発日は旅行期間に含めないことができる。

(ウ) 慶弔休暇（結婚休暇）と休業期間中の年次有給休暇、休日等を接続させる場合

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
×	慶	慶	慶	慶	慶	慶	慶	◎	年休
休業期間外						休業期間中			

○：勤務時間が割り振られた日 ◎：休日 ×：週休日

慶弔休暇（結婚休暇）と休業期間中の年次有給休暇を接続する場合、年次有給休暇は残日数の範囲内とし、休業期間中は休日等が間に入っても差し支えない。

この場合、さらに教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修を接続させることはできない。

(エ) 休業期間中の年次有給休暇と休業期間外の年次有給休暇を接続させる場合

休業期間外の場合と同様に取り扱う。

終業式や始業式等の重要な学校の行事については、十分に配慮すること。

休業期間中の教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修と休業期間外の年次有給休暇を接続させることは認められない。

- (オ) 休業期間中に教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修と年次有給休暇を接続する場合

途中で家族等と合流する場合や研修の合間に観光をする等の理由で年次有給休暇を取得することは差し支えない。

ただし、さらに慶弔休暇を接続させることはできない。

- (3) 慶弔休暇による海外旅行

ア 結婚休暇による場合

- (ア) 結婚休暇の範囲内であれば許可を要しない。

この場合、休暇・職免等処理簿および旅行届により処理すること。

原則として出発日の40日前に届出を行う等、学校運営に支障のないように注意すること。

年次有給休暇を接続させる場合でなければ、結婚休暇の前後に休日等があるときおよび旅行の出発日に勤務時間終了まで勤務しその後出発するときについても同様の取扱いとする。

- (イ) 慶弔休暇（結婚休暇）と教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修を接続させての海外旅行を許可することはできない。

間に休日等を挟んだとしても認めることはできない。

[不許可の例]

—————研修—————休日—週休日——慶弔休暇—————

イ その他の慶弔休暇の場合

慶弔休暇に必要な旅行期間を加えた日数の範囲内であれば許可を要しない。

なお、観光等のために年次有給休暇と接続すること、教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修と接続することは認められない。

- (4) 特別な事情がある場合

前述の取扱いにより難しい特別の事情があると認められる場合は、許可権者は、品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議の上、許可するかどうかを決定することができる。（許可権者が教育委員会である場合を除く。）

4 許可権者

- (1) 休業期間中のみの海外旅行および慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行（許可を要さない場合を除く。）の場合

旅行者	許可権者
校長およびこれに準ずる者	教育委員会
校長以外の教員等	校長（園長を含む）

- (2) その他の海外旅行

教育委員会

出発日に勤務時間終了まで勤務し、その後出発する場合および出発日または帰国日が休日等に該当する場合は、当該日を除外して(1)にあたるか、(2)にあたるかを判断すること。

5 緊急時の仮許可

- (1) 親族の急病等により急遽海外旅行する必要があるときは、許可権者は当該旅行につき口頭または文書で仮許可をすることができる。

- (2) 校長が所属の教員等について緊急時の仮許可を行ったときは、速やかに教育委員会にその旨報告しなければならない。

- (3) 教育委員会は、当該仮許可に関し、旅行期間、服務上の取扱い等について変更等の指示を校長に行うことができる。
- (4) 報告を受けてから5日以内にこの指示のない場合は、仮許可をもって許可があったものとみなす。

6 注意事項

- (1) 教員等は、海外旅行をしようとするときは、幼児・児童・生徒・保護者等への配慮を十分にいき、児童・生徒の指導の日程や終業式、始業式、その他学校全体に及ぶような重要な行事の日程に重ならないようにしなければならない。
- (2) 特に休業期間外の年次有給休暇による海外旅行については、幼児・児童・生徒、保護者等が不安を持つことのないよう、時期および期間等について、十分配慮すること。
- (3) 教員等は、海外旅行に際し、児童・生徒および保護者等からいかなる名目であっても金品等を受けてはならない。また、区民の疑惑を招く恐れのあるような言動のないように十分注意すること。
- (4) 校長は、所属の教員等が海外旅行の許可を申請した場合は、その内容および学校運営上の支障の有無等を十分検討した上で、教育委員会に副申するものとする。
ただし、校長が許可権者の場合および旅行者が校長またはこれに準ずる者の場合、副申は不要である。
- (5) 校長は、所属の教員等の海外旅行について、学校運営上の支障の有無を検討するにあたっては、旅行の日程が終業式や始業式等重要な学校行事と重なっていないか、授業等児童・生徒の指導に影響は出ないか、旅行者が学校に不在となることについて保護者等への配慮が十分行われているか等、特に検討しなければならない。
- (6) 許可願は原則として旅行出発日の40日前までに許可権者に提出するものとし、旅行は許可書を受領してから出発すること。
- (7) 休日等のみの海外旅行については、休業期間中の年次有給休暇による海外旅行の例により取扱うこと。
- (8) 休業期間中の教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修による海外旅行については、校長は、その内容が真に研修に値するものであるかどうかを確認すること。
観光、レジャー活動、家族旅行等は年次有給休暇で行くべきものであり、研修計画書を提出したからといって研修扱いとなるわけではない。
- (9) 同一人から別々の旅行として許可願が出されたものであっても、日程、旅行の目的地、旅行の行程等を考慮し、外形的に同一の旅行と認められる場合には、ひとつの旅行と取扱うこと。
特に、海外旅行許可願において、地域的に同一と見られる地域に、日程的に間を置かずに続けて旅行するときには、別々の許可申請であっても、外形的にはひとつの旅行というべきであって、全体としてひとつの旅行として取扱うこと。

7 事務職員等の取扱い

- (1) 区立学校に勤務する常勤の職員で、教員等に該当しない職員が海外旅行を行う場合については、服務取扱規程第17条第1項に基づき、必ず事前に届け出ること。年次有給休暇によるものおよび結婚休暇によるものは、原則として出発予定日の40日前に届出を行う等、学校運営に支障のないように注意すること。
- (2) 届出の様式について、この基準においては特に定めないが、各所属において様式を作成している場合は、その様式を用いることは妨げない。

8 その他

- (1) この基準は平成12年4月1日から適用する。
- (2) 経過措置
ア 平成12年3月31日までに従前の取扱いにより許可された平成12年4月1日以後に係る海外旅行については、この基準により実施日以後の許可権者が許可したものとみなす。

イ 平成12年3月31日までに従前の取扱いにより提出された平成12年4月1日以後の海外旅行に係る許可願は、この基準により実施日以後の許可権者に提出されたものとみなす。

海外旅行許可願

平成 年 月 日

(許可権者)

様

(所属・職)

氏 名

私は、このたび下記により海外旅行をしたいので、許可されるようお願いします。

記

旅行先

旅行期間 年 月 日から

年 月 日まで 日間

旅行目的

旅行費用 渡航費 円

滞在費 円

費用負担者

注1：「旅行先」は国名を明記すること。

注2：「旅行目的」はできるだけ詳細に記載すること。

第 号
平成 年 月 日

品川区教育委員会 様

品川区立 学校長・幼稚園長

教員等の海外旅行について

本校（職）（氏名）から別紙のとおり海外旅行をしたい旨願い出
があったが、下記のとおり学校運営上支障がないので、許可されるようお願いします。

記

旅行についての意見

旅行に伴う学校運営上の措置

その他

第3号様式

日 程 表					
月・日	曜日	サービス上の取扱い	国及び都市名	主な視察見学場所	備 考

注1：サービス上の取扱い欄は、「年休」「研修」「慶弔」「週休日」「休日」等を記入する。

注2：サービス上の取扱いが「研修」の場合、備考欄に研修内容を記入すること。

海外旅行許可書

平成 年 月 日

様

(許可権者)

学校長・幼稚園長

.

海外旅行許可書

標記のことについて、下記のとおり許可する。

記

1 旅行地

2 旅行期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 旅行目的

4 服務上の扱い 年次有給休暇 週休日 夏休 慶弔休暇 研修 職免

その他 ()

5 旅 費 支給しない。

6 そ の 他 旅行に際しては、児童・生徒およびその父母等からいかなる名目であろうと金品を受けてはならない